

事業評価書（事前）

作成年月日

事務事業名		歯科衛生士養成所施設整備事業				
施策・事業の概要	(1)目的	この事業は、高齢化社会への対応に必要な介護サービスにおける歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士養成所で介護に必要な知識・技能の習得ができる教育内容の充実を図ることにより、良質で適切な歯科保健サービスが提供できる質の高い歯科衛生士の確保を図る。				
	(2)内容	<p>歯科衛生士養成所に対して、介護の知識・技能を習得させるために必要な教室、実習室等を整備する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">予</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">定</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">額</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">470 百万円</td> </tr> </table>	予	定	額	470 百万円
	予	定	額	470 百万円		
(3)達成目標	介護の知識・技術が習得できる実習教育環境の整備 ・貸し付け対象施設予定件数 40件					
評価	(1)必要性	〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、緊要性の有無〕 少子・高齢化社会に対応する歯科医療提供体制の整備の一環として、介護サービスの提供に寄与できる質の高い歯科衛生士の確保が求められており、歯科衛生士養成所での教育環境を緊急に整備しなければならない。				
	(2)有効性	〔効果の発現時期〕 介護に必要な知識・技能を習得させるために必要な教室・実習室等を整備することによって、充実した実習教育環境の整備が図られ、質の高い歯科衛生士の確保に寄与する。 また、教室、実習室等が整備されることによって、講義、実習を行うにあたって必要となる学習用機器等の需要が創出され、民間投資の拡大に資するものであり、整備直後から効果が見込まれる。				
	(3)効率性	〔手段の適正性〕 当該教室、実習室等を整備することで、介護に必要な知識・技能を効率よく習得できる実習教育環境が整備され、歯科衛生士の教育内容の充実を図ることができるため、当該事業は、良質で適切な歯科保健サービスが提供できる質の高い歯科衛生士の確保を図るのに有効な手段である。				
	(4)その他 (公平性・優先など)	〔公平性〕 歯科衛生士養成の教育環境を整備することにより、歯科衛生士の資質の向上が図られ、良質な歯科保健サービスの提供に寄与することができる。				
関連事務事業		歯科衛生士養成所施設整備事業				
特記事項						
主及び関係課	(主管課) 医政局歯科保健課					